住宅用火災警報器を設置しましょう！

平成２０年６月より住宅用火災警報器の設置が義務付けられています！

火災による被害を軽減するには早く気付くことが非常に重要です！

住宅用火災警報器を設置したらこのような効果がありました！

天ぷら鍋を加熱中にその場を離れたため出火。「火事です！火事です！」という音声に気づき濡れタオルで消火しました。（中央区内）

劣化した電気こたつのコードがショートし出火。隣室の居住者が警報音に気づき、いち早く通報することができました。（花見川区内）

寝たばこにより布団から出火、就寝中だった居住者が警報音で目を覚まし、すばやく避難することができました。（若葉区内）

家のここに設置してください！

配置場所

*1 階数や部屋数により、上記に示す場所以外にも設置が必要となる場所があります。

*2 すでに自動火災報知設備やスプリンクラー設備等が設置されている場合は、住宅用火災警報器の設置が免除されます。

設置位置

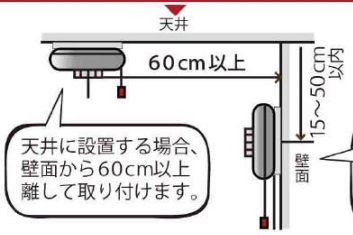

■ 天井または壁面天井にはり等の大きな出っ張りがある場合は、そこからも60cm以上離します。

▶ 住宅用火災警報器にあわせて、住宅からの火災を対象とした、高齢者や女性などにも簡単に使用できるように軽量で小型化された住宅用消火器も設置しましょう。

ここで購入できます！

▶ ホームセンター、家電量販店、ガス事業者、防災設備取扱店などで購入できます（**消防署では販売しておりません**）。

▶ また、「千葉市住宅用防災機器等取扱業者登録制度」により登録された販売店等を紹介していますので、下記までお問い合せください。

この資料に関する問い合わせ先はこちら！

■千葉市住宅用火災警報器相談室■
（消防局予防部予防課内）
TEL：202−1688
受付時間：月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時まで
（土日、祝日及び１２月２９日～１月３日は除く）
ホームページ：http://www.city.chiba.jp/shobo/yobo/yobo/shobo_top.html
メールアドレス：yobo.FPP@city.chiba.lg.jp

■千葉市内の各消防署■

中央消防署予防課	TEL：202−1617
花見川消防署予防課	TEL：259−2571
稲毛消防署予防課	TEL：284−5144
若葉消防署予防課	TEL：237−8041
緑消防署予防課	TEL：292−6147
美浜消防署予防課	TEL：279−0196